

富福介発第 1032 号  
令和 6 年 3 月 1 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

富士市長 小長井 義正  
(福祉部介護保険課)

令和 5 年度（後期）居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について（通知）

このことについて、正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前 6 月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者（法人）によって提供されたものの占める割合が 100 分の 80 を超えている場合、減算適用期間に当該事業所が実施する居宅介護支援のすべてについて、月 200 単位を所定単位数から減算することとなっています。

つきましては、令和 5 年度後期における特定事業所集中減算に係る算定手続等を下記のとおり定めましたので、適切に対応してください。

記

1 令和 5 年度後期の判定期間及び減算適用期間

- (1) 判定期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日まで
- (2) 減算適用期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで

2 書類の作成及び保存

すべての居宅介護支援事業所は、上記 1 の判定期間について、所定の事項を記載した書類（別紙「特定事業所集中減算に関する届出書（提出用兼保存用）」）を作成してください。

なお、作成した書類は、市への提出の有無にかかわらず、2年間保存しなければなりません。  
様式については、本課のホームページからダウンロードできます。

3 書類の提出

上記 1 の判定期間について、紹介率の割合が 80%を超えている訪問介護サービス等が一つでもあった場合には、上記 2 の届出書の提出をお願いします。

- (1) 提出書類 特定事業所集中減算に関する届出書・理由書（正当な理由⑤⑥に該当する場合）
- (2) 提出期限 令和 6 年 3 月 15 日（金）
- (3) 提出先 富士市役所 4 階 福祉部介護保険課
- (4) 提出方法 郵送、電子メール又は直接持参  
※電子メールの場合には、PDF 化した上で提出してください。

#### 4 減算の適用

紹介率の割合が 80%を超えたことについて正当な理由が無いと認められる場合は、減算を適用することになります。

- (1) 上記 2 の届出書の様式に記載した「正当な理由」のうち⑤又は⑥に該当するとして届出があった事業所には、届出があった理由について、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案して、正当な理由に該当するかどうか判断しますので、減算適用の有無について結果を通知します。
- (2) 上記 2 の届出書の様式に記載した「正当な理由」のうち①から④までのいずれかに該当するとして届出があった事業所には、国が正当な理由として例示している事項に該当しますので、原則として結果は通知しません。

富士市 介護保険課 指導担当（庁舎 4 階南側）  
〒417-8601 富士市永田町 1 丁目 100 番地  
E-mail : fukushi-shidou@div.city.fuji.shizuoka.jp  
TEL : 0545-55-2863 FAX : 0545-51-0321  
富士市ウェブサイト：トップページ>健康・福祉・子育て>介護保険事業者の皆さまへ>特定事業所集中減算の届出について